

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成25年9月3日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成25年7月4日（木）午後0時17分頃、周南市大字徳山字栄谷の国道315号の狩人橋付近において、健康医療部地域医療課職員の運転する公用車が側壁及びガードレールに接触する事故が発生した。

この事故により使用不能となった公用車のリース契約を解約

(2) 損害賠償の相手方

住所 山口市小郡高砂町2-7

氏名 オリックス自動車株式会社山口支店

支店長 増本 猛

(3) 損害賠償の額

¥74,117-

2 専決処分の年月日

平成25年7月31日

(参考)

# 事故状況図

